

## 創業支援利子補給制度のご案内

特定創業支援事業を受け、市の証明書の交付を受けた創業者が、補給の対象となる融資を利用した場合、支払い済みの利子に対し補給を行います。

### 1. 特定創業支援事業とは

市や創業支援事業者（茨木商工会議所・㈱日本政策金融公庫吹田支店・北おおさか信用金庫・㈱きたしん総合研究所）が創業希望者等に行う継続的な支援で、創業に必要な知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく事業を言います。

特定創業支援事業の終了後、市に申請をいただくと、事業修了の証明書を交付いたします。

### 2. 創業支援利子補給制度

#### ○対象者

次の全てに該当する中小企業者（一般社団法人等は対象外）

- ①特定創業支援事業に係る市の証明を受けた方
- ②①の証明の交付を受けた後、令和4年3月31日までに利子補給対象融資の実行を受けた方
- ③創業して5年を経過するまでに利子補給対象融資の実行を受けた方
- ④借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てる方
- ⑤市税を滞納していない方

#### ○利子補給対象融資

特定創業支援事業に係る市の証明の交付を受けた後、令和4年3月31日までに実行された次の融資制度

- ①大阪府の開業サポート資金（600万円超）
- ②㈱日本政策金融公庫の各融資制度
- ③北おおさか信用金庫独自の融資制度（プロパー融資）

#### ○交付対象期間

証明書の発行日以降、最初の補給対象融資の実行日から3年

※ただし、概ね毎月1回返済日が到来する場合は36回目の返済日まで、市外へ移転した場合は移転した日の前日までを交付対象期間とします。

#### ○利子補給金額

支払った利子のうち1%相当分

（裏面につづく）

○ 限度額

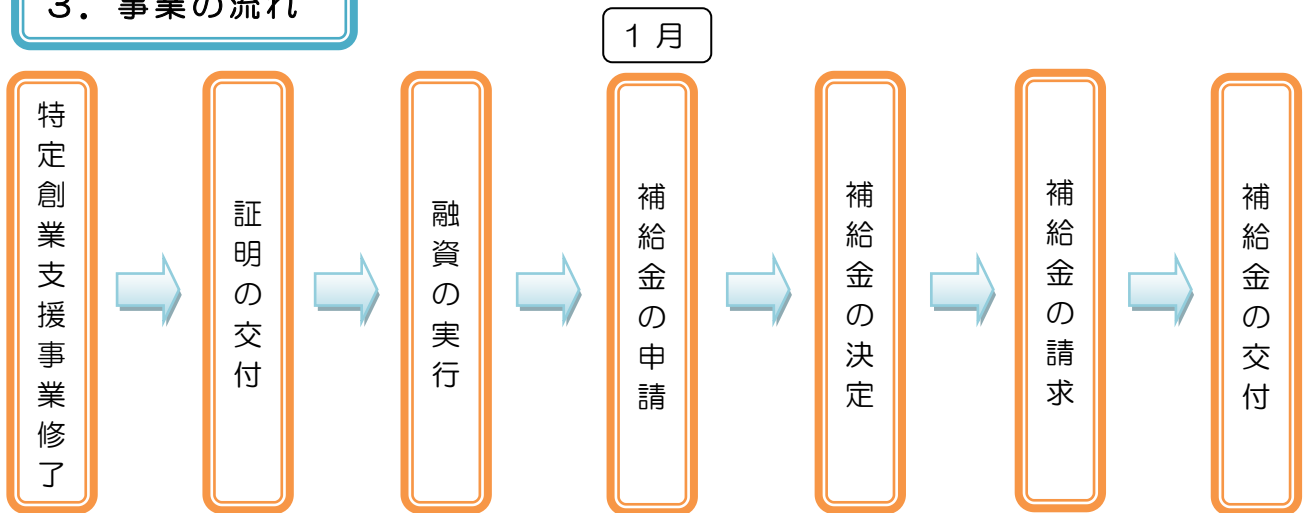
各年度 100,000円、合計 300,000円（一つの融資あたり）

※ 補助期間が4年度にわたった場合であっても、補助額の上限は一つの融資につき、合計 300,000円とします。

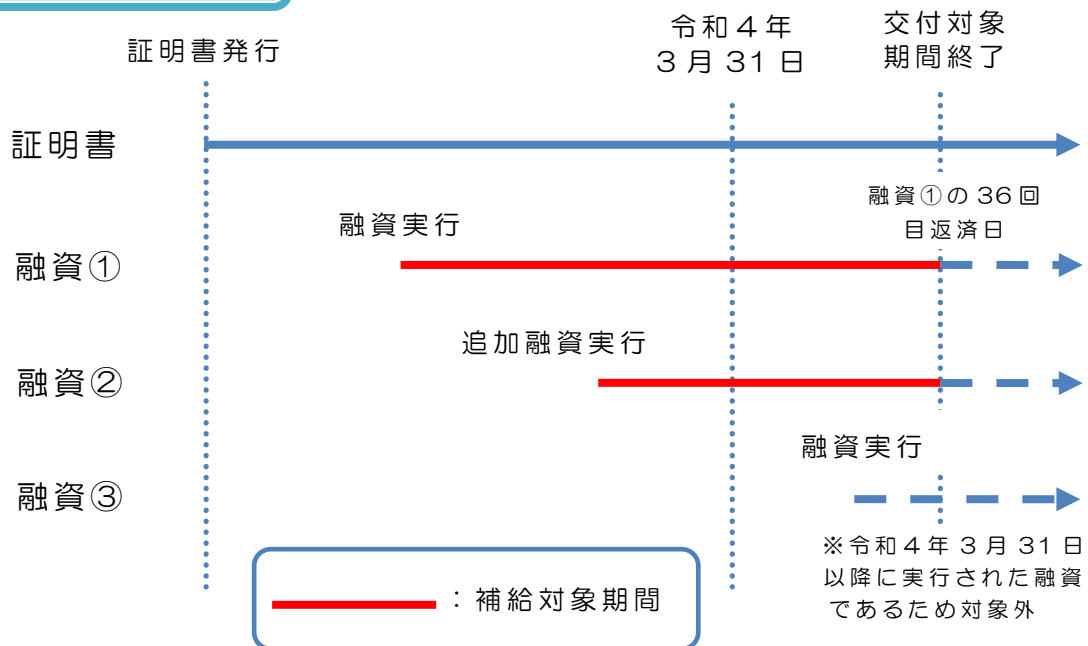
○ 申請期間

毎年 1月～12月の返済実績に基づき、翌年 1月に申請

### 3. 事業の流れ



### 4. 補給イメージ



#### 【お問い合わせ先】

茨木市 産業環境部 商工労政課

電話：072-620-1620 / F A X：072-627-0289

e-mail：sykorosei@city.ibaraki.lg.jp